

連載
第2回

筑後川総合開発と 完成後30年を経た筑後大堰

～筑後川のめぐみに感謝して～

筑後川水道三企業団協議会顧問 恒 吉 徹

3. 総合開発に反応した有明海漁連

筑後川の総合開発が漁業関係者の間で最初に問題になったのは昭和40年6月です。

昭和39年10月の筑後川開発水系指定前後の筑後川総合開発構想について、先の「佐賀県有明海漁連史」は、「北部九州水資源開発協議会（略称：北水協）」という流域外を主体とした利水者の考えが濃厚にしみこんだ計画。流域外へいった水は一滴も有明海には入ってこない。計画の中に水産を願った字句は見あたらない。危機感が芽生えてくるのは当然であった。」と記しています。

昭和40年7月には、福岡、佐賀両県有明海漁業協同組合連合会（以下「〇〇県漁連」）の組合長会議が関係省庁に陳情を決定。当時の建設省、経済企画庁、水産庁等に陳情行動を行っています。

更に、9月7日には、福岡県大牟田市で「福岡佐賀合同漁民大会」が3,600人もの漁民を動員して開催され、「筑後川総合開発計画中止」を要望する大会宣言を決議しました。また、大会に参加した漁民は福岡県漁連が大牟田市内にて、佐賀県漁連が佐賀市内で「総合開発計画中止」を訴えるデモを行っています。

水資源開発施設としての「筑後大堰建設」と水産業と関連する「流下量問題」という難航案件がまさに産声を上げた瞬間でした。

3-1 水資源開発が水産業に与える影響調査の発表

福岡、佐賀両漁連の問題提起を受けた水産庁は、水資源開発の水産業に及ぼす影響調査団を発足させて昭和40年から調査を開始しました。この調査は昭和43年にはまとめられ、「筑後川調査報告書—水系開発に伴う水産業への影響調査」として発表されました。

結論の部分を記しますと、「筑後川下流瀬ノ下地点で、非超過確立50%で40～45m³/s程度の流量がノリ養殖期間に維持されれば、大部分の漁場ではノリの品質及び生産数量に大きな影響は考えられない」としています。

更に、昭和44～49年にかけて国の委託を受けて福岡、佐賀両県が行った調査結果が、「筑後川水系関連漁業調査報告書—筑後川における取水計画に伴う海面漁業への影響調査」等として発表されましたが、内容は、「筑後川瀬ノ下地点で月平均毎秒40～45m³/s程度の流量が確保されれば、ノリの品質および生産数量に大きな影響は考えられな



有明海のノリ養殖

い」というものでした。

この発表された調査結果の一方で、昭和39年に筑後川が水資源開発水系に指定された後、昭和41年にはフルプランが策定されて両筑平野用水事業を開始していきます。また、昭和45年にフルプランの変更で追加された寺内ダム建設事業は、先の両筑平野用水事業の江川ダムと相まって筑後川の瀬ノ下地点で新規に水道用水 $3.65\text{m}^3/\text{s}$ の開発を目的に進められていきます。

昭和45年のフルプラン改定に先立つ、昭和44年策定の北水協マスタープランでは、1) 既得の水利権を尊重する、2) 流域を優先的に配慮する、3) 水源地域の開発を促進する、4) 水産業、特にノリ漁業に影響を及ぼさないよう配慮するといった、漁業者や筑後川流域利水対策協議会(略称：筑水協)の主張に配慮した基本方針が掲げられているものの、筑後川の取水地点での流下量問題など漁業関係者が最も関心を持つ課題は残されたままであり、漁業者との調整が困難を極めることを予感させるものでもありました。

4. 筑後大堰の建設

筑後大堰建設事業は、昭和49年7月26日にフルプランに福岡導水事業と一緒に掲上され、昭和52年1月28日、建設大臣より事業実施方針の指示、昭和52年11月28日に事業実施計画が認可されて建設事業がスタートしました。そして、幾多の難航案件を解決して昭和60年3月に完成するのです。

以下、建設事業の主な経過を記すことにします。



筑後大堰

4-1 調整の末、水資源開発公団事業に

筑後大堰の建設計画は、当時事業目的を治水主体型とするか土地改良の合口主体型とするかをめぐって農林省(現農林水産省)と建設省(現国土交

通省)との競合がありました。

この経緯は、筑後川下流部独特の農業用水取水形態である淡水(アオ)取水の不安定な取水状態の改善構想に基づく調査を農林省が進めており、一方、昭和28年の大洪水を契機として河道の掘削等による河積拡大が必要となった治水構想に基づく調査が建設省によって進められていました。

つまり、事業予算を要求するに当たり、両省が事業主体をめぐって競合したものです。

両省の調整は、昭和45年12月、水資源開発公団(以下「水公団」)事業とすることで合意し決着しました。

合意された要旨は次のようになっています。

- 1) この事業は、堰及び取水施設を含むものとし、治水及び利水の目的を有するものであり、利水については新規取水と合口取水の目的を併せ持つものである。
- 2)・・・事業の緊急性に鑑み、堰及び取水施設に係る事業は両省が協調し、実質的な共管事業とし、水公団事業として行うものとする。

4-2 筑後大堰の目的

筑後大堰建設事業は次の治水と利水を目的とします。

①洪水疎通能力の増大と既得取水機能の安定

昭和48年に瀬ノ下地点の計画高水流量が $6,000\text{m}^3/\text{s}$ から $9,000\text{m}^3/\text{s}$ に増加された。 $9,000\text{m}^3/\text{s}$ を流下させる断面を確保して洪水疎通能力の増大を図り、河床の安定を図ると共に塩害の防除並びに筑後川下流部の既得かんがい用水の取水の安定を図る。

②新規都市用水の開発

$93\text{万}\text{m}^3$ の貯水容量を確保して、福岡県南広域水道企業団、佐賀東部水道企業団、福岡導水(福岡地区水道企業団)の水道用水 $0.35\text{m}^3/\text{s}$ の取水を可能にする。

③安定取水のための取水位の確保

江川ダム、寺内ダム等で開発された水道用水を取水する福岡導水、福岡県南広域水道企業団、佐賀東部水道企業団、鳥栖市、及び筑後川下流土地改良事業の施行に伴って新たに必要となるかんがい用水を筑後大堰の貯水池内において行い、安定的な取水を図る。



筑後揚水機場（筑後川下流用水）



佐賀揚水機場（筑後川下流用水）

4-3 建設に当たっての難題解決

4-3-(1) フルプラン掲上等法定手続き時の調整

筑後大堰建設事業の法定手続きは、フルプラン改定が流域外導水である福岡導水事業と一緒にあったこと、また、筑後川下流地区の土地改良事業計画が同時進行していることもあり、大分県、熊本県の水源地、福岡県、佐賀県の利水を必要としている県との関係、筑後川流域と流域外（福岡都市圏）との関係の他、中流・下流域の既得用水との調整、水産業、特にノリ漁業の有明海漁連との調整など多岐にわたる高度な調整が求められました。



53年福岡大渇水（出典：筑後川流域基礎情報（筑後川ハンドブック））

更に、関係機関協議の熟成時には、福岡都市圏をはじめとした「53年福岡大渇水」（福岡市においては昭和53年6月1日から5時間給水19時間断水、45,000世帯の完全断水をはじめとした都市機能が麻痺状態になるなど、福岡市の給水制限日数287日間と国内最大の渇水）とも重なって困難な関係機関調整を加速させていきます。

以下、主要な調整事跡を順を追って述べます。

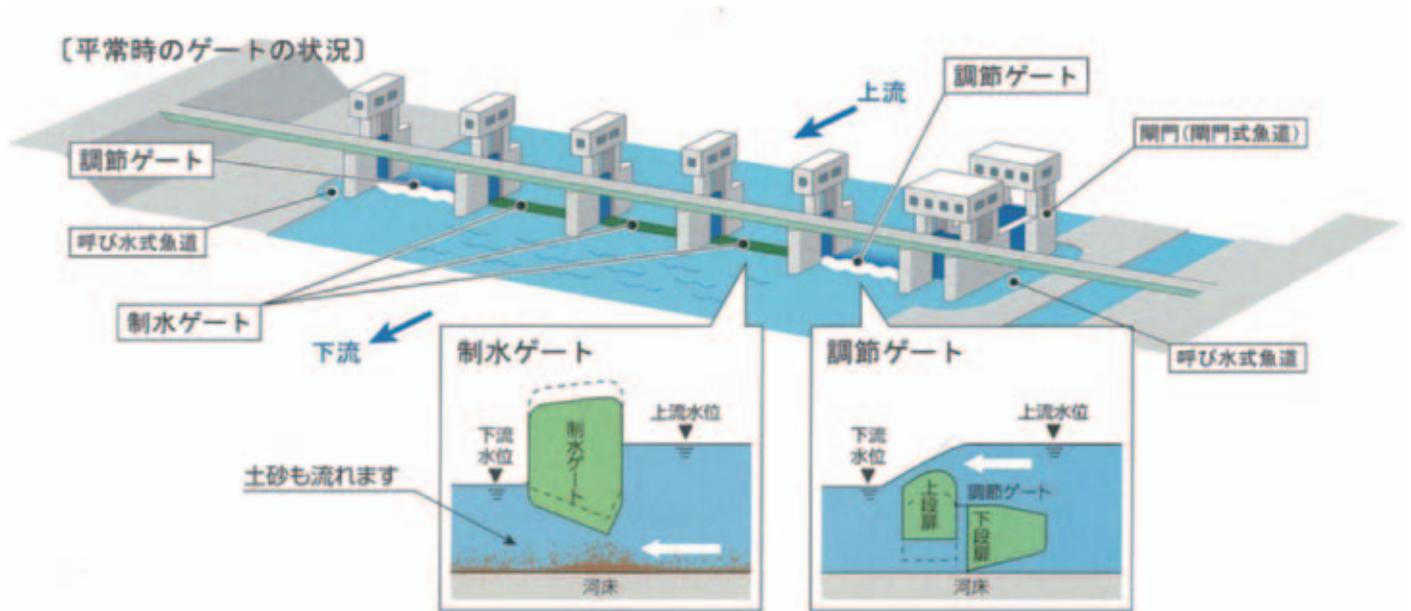
- 1) 昭和48年12月、福岡、佐賀両有明海漁連は、関係省庁、水公団、福岡・佐賀両県に対して次の統一要求書を提出
 - ① 瀬ノ下地点の確保流量を早急に決定して明示すること
 - ② 筑後大堰が水産に影響を及ぼす恐れがある場合は、取水計画を含めて基本計画を全面改定すること
 - ③ 水質保全に取り組むこと
- 2) 福岡、佐賀両県と建設省間で合意
 - ① 水産業、特にノリ漁業に対しては、昭和43年10月の水産庁報告の内容を尊重する
 - ② 開発途上における暫定期間内の取水については、アオ取水に影響を与えないようにする
- 3) 更に佐賀県と建設省間で合意
 - ① 上流ダム群による不特定容量の確保
 - ② 下流域の既得水利の合口の促進
 - ③ 水産業、特にノリ漁業に対する配慮
 - ④ 江川ダム・寺内ダム及び筑後大堰の貯留取水は、瀬ノ下地点流量が毎秒45m³/s以上の時に行い、都市用水の確保に困難を来し、かつ、ノリ漁業に影響を与える恐れがないときは毎秒40m³/s以上の場合に行う

これらの調整が整ったことから、昭和49年7月26日、筑後大堰事業、福岡導水事業を追加するフルプラン改定協議が整い、閣議決定されました。

ちなみに、先の「合意」の「アオ取水に影響を与えない」については、昭和50年7月、「筑後川下流地区国営土地改良事業」の実施に当たって、関係土地改良区と福岡県との間で次の事が合意されました。

「異常渇水時には、既得農業用水を優先確保すると共に、都市用水の制限または既得上流ダム群の放流等を行うものとする。なお、都市用水における調整池の設置等必要な対策を講ずる。」

ここで記す「調整池」が、その後、建設省、厚生省（現厚生労働省）、福岡県、福岡地区水道企業団、



筑後大堰のアンダーフロー操作の概念図



山口調整池（福岡導水）

水公団の調整を経て、福岡導水事業の河道外貯留施設（開発施設ではなく、水利権の範囲で取水した水量で貯留する施設）としての「山口調整池」の建設につながっていきます。

4) 冬期（ノリ期）不特定用水確保のための再開発事業の調整

昭和49年7月のフルプラン改定後、建設省においては、下釜ダム・松原ダムの再開発構想（発電容量の一部を冬期の流況悪化時に流況改善を図る不特定用水とする等の構想）について九州電力等と調整が進められ、昭和52年1月には関係者間で「再開発事業を筑後大堰完成までに実現するよう努力する」と合意されました。

更に、筑後大堰においては、長期にわたる環境影響調査の実施、大堰ゲートのアンダーフロー操作（「栄養分が貯水池内に沈んでしまう」とのノリ漁業者の主張に配慮して、流水はゲートの底部から流し、オーバーフローで微調整する方式）についても協議が成立しました。

これらの調整を受けて、筑後大堰建設事業に関する事業実施方針の関係知事協議が整い、昭和52年1月28日の事業実施方針指示となります。

5) 事業実施計画認可時の協議

事業実施計画認可協議は水公団から関係県に昭和52年2月4日付けで発信され、福岡県、熊本県、大分県は5月迄に回答しています。

遅れていた佐賀県との間では、同年11月8日に、佐賀県及び佐賀県漁連と水公団との間で、「筑後大堰からの取水については許可条件に違反して絶対行わない。筑後大堰からの取水量・流下量等については、関係者が随時容易に知ることができるよう、水公団が表示版等を管理所に設置する」等の約束を行って佐賀県知事回答となりました。

全ての協議が整い、11月28日に建設大臣から水公団総裁に「事業実施計画の認可」が行われています。

これにより水公団は、筑後大堰建設工事契約に向けて大きく舵をきることとなります。

そして、昭和52年11月の事業実施計画認可後、漁業関係者との間で行われている流下量協議が佳境に入っていくのです。



筑後大堰管理室玄関に設置された流下量掲示板

（次号に続く）